

ID: 1615

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】 政令第26条の8の規定による。 (地域相談支援受給者証の再交付) 第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日